

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

商法改正で罰則強化

Q: 総会屋への利益供与事件が明るみに出たことがきっかけで、商法等の改正による罰則の強化が行われたそうですが、内容を教えてください。

A: 今回の改正では、利益供与罪に対する罰則を強化するとともに、利益供与要求罪が新設されました。

【解説】

取締役の特別背任罪や利益供与罪等の罰則強化を内容とする「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」が12月3日に公布され、12月23日から施行されています。

今回の改正で、利益供与罪及び利益受供与罪に対する罰則を「6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金」から「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」に引き上げるとともに、総会屋が利益供与を要求しただけで「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」という利益供与要求罪が新設されました。さらに、威迫を伴う利益受供与罪・要求罪「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」も新設され、さらに重い罪が科されることになりました。

また、取締役等の特別背任罪の罰則が「7年以下の懲役又は300万円以下の罰金」から「10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金」に引き上げられました。

ただ、罰則強化ばかりしても、総会屋などの闇の勢力を何とかしなければ、実効性がないとの声も根強くあります。

